

流山市「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)に対する意見及び市の考え方について

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正
1		自由に意見を書かせるべきである。担当者の頭の中だけで作られた基本方針のみ沿って、ほぼ賛成の意見が大勢であったとの結論を得るための意見募集など無意味だ。	パブリックコメントは、あくまでも政策等の案の内容をより良いものにするために、市民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の手続きではありません。 パブリックコメントにおいては、多数意見も少数意見も一意見として扱うこととなります。	なし
2		こんなに高額な住民税を払ってるのにまだ足りないのでしょうか？運用が下手すぎます。まず節約すべきです。この紙や印刷だって！	市民サービスを向上させるため、人件費をはじめとした経常経費の削減に努めています。その結果として、平成18年度の事務事業費及び人件費を含めて3億8百万円削減できました。今後も、事務処理の改善や工夫により更なる経費の節減に努めていきます。 施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方に基づいて使用料の適正な見直しを実施するものです。	なし
3		公共施設の使用料値上げはすべてに反たい。市役所の職員を減らせばよい。市職員の本給以外の手当を公表せよ。	公共施設の有料化は、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づいて実施していきます。 職員数については、定員適正化計画により今まで公務員が担っていた行政サービスのうち、公権力の行使等を除いた事務事業を市民との協働により実践することで、コスト削減と職員総数の削減を行い、適正な定員管理に努めています。 なお、流山市職員定数条例では、職員の定数は1326名と規定されていますが、平成20年1月1日現在で1069名の職員数であり、規定より257名も少ない職員数となっています。そして、この職員数で市民サービスの向上に努めている状況です。 また、給与及び諸手当については、流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、毎年12月15日に広報及び市ホームページにおいて公表しています。	なし
4		全面的に賛成します。利用者÷人口の比率は大変低いと思います。財政豊かな場合とか、全体の利益につながっていく可能性のある場合を除いては、有料は当然です。	この基本方針では、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1としており、これに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。	なし
5		森の図書館 良く利用させていただいております。図書館ロビーの秋元桜子先生の作品、毎回楽しみに見させていただいております。流山にもまだまだ良い作品を描く作家が沢山在住していると思います。その方々を探し出し展示も一つの方法と思います。	より多様な作品の鑑賞機会の提供に努めるよう検討して参ります。	なし
6	P1	「受益者負担の原則」に基本的に賛成である	受益者負担の原則に基づき、公共施設の有料化を進めていきます。	なし

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正
7		<p>12月1日発行の広報による上記の基本方針(案)の有料化に反対です。</p> <p>理由 文化・教育・福祉・生活の向上などに公共施設がはたす役割はとても大切です。公共施設を利用しやすくすることが、その地域の文化程度を高めることにつながるのではないですか。公共施設の有料化は市民の願いではありません。</p> <p>1、社会経済状況の変化等を踏まえてなっていますが、庶民のくらしは、物価の値上げや税金等の負担増などで苦しい状況です。</p> <p>2、受益者負担の原則を公共施設にあてはめるべきではないと考えます。私たちは公的事業に税金を払っているつもりです。膨大な税金をつぎこむ開発事業の見直しこそ必要です。</p> <p>3、市民の文化活動を奪い兼ねません。(使用料の目安)によれば経済的負担が大きく利用を控えることになりかねません。高齢化が進むなかで楽しみを奪うことになります。元気な市民・高齢者の育成に市は援助すべきです。</p> <p>4、パブリックコメントの締切りが平成20年1月4日では早すぎます。12/1広報にこの件が記載されていることを知らない人が多数でした。広報で知らせたから良いではすまされません。市民の活動に影響のあるこのようなことについては、時間をかけて検討すべきです。</p> <p>老人はお金がありません。皆で細々と生きています。公共施設を有料化すると楽しみのサークルにも参加出来なくなります。</p>	<p>1、について 現在有料の公共施設の使用料については、施設のオープン以来、20年～30年間使用料の見直しを実施していない施設がほとんどです。従って、現在の社会経済状況等に即した適正な料金体系に見直しを図っていきます。</p> <p>2、について 施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>3、について この基本方針では減免基準の見直しも位置付けており、今後、減免規定を適用する場合には、子どもの健全育成を図るため、障害者の社会参加の促進を図るため、高齢者の体力向上及び健康維持を図るため、市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が構成員の過半数を占める団体が使用する場合、また、前述の者が個人利用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。これにより高齢者に配慮できるものと考えます。</p> <p>4、について 基本方針(案)のパブリックコメントについては、12月1日号の広報のほかに市のホームページ、各出張所の窓口、該当する各公共施設においても基本方針(案)が閲覧できるようにして、広く市民に周知を図り意見募集を行うようにするとともに、意見提出期間については「流山市パブリックコメント手続実施要綱」の第6条の規定で30日以上となっているところ35日という期間を設定してご意見を頂戴することとしたものです。</p>	なし
8		<p>なるべく無料か、安い料金でお願いします。</p> <p>森の図書館や東深井福祉会館等は柏のみどり台の人が利用がありますので、申し込み等は流山の人にさせられます。江戸川台の方も西原町の柏の人が利用するので同じです。西町等ほとんどが流山の公共施設の利用が多いです。</p>	<p>施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1として、適正な料金の設定に努めていきます。</p> <p>北部地域(森の)図書館の会議施設及び展示施設を利用するには、団体登録が必要となります。そして、登録できる団体は、5人以上で活動し、その構成員の5割以上が流山市民であること等です。したがって、そのような条件に該当すれば他市の方であっても御利用できます。</p> <p>今回の「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)」では、福祉会館は有料化の対象外施設となっていますので、ご意見の施設の利用について回答します。</p> <p>「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」では、福祉会館を使用することができる方を市民、市内の事業所に勤務する方又は市内の各種団体と定めています。</p> <p>福祉会館の利用に当たり、窓口での利用予約においては、利用申し込み依頼書に住所、氏名を記入いただき利用対象者に該当することを確認したうえでシステムに情報を入力しておりますが、利用日に来館された際、利用者全員に直接運転免許証、保険証等による確認はしておりません。</p> <p>本市以外の方の利用実数について詳細な把握は困難であり、また、地域の福祉拠点として気軽に利用いただく施設の性格上、利用時の利便性を損なうような身分確認作業を行うことも難しいのが現状です。今後は、より公平、公正な利用の確保のため登録カード発行時に団体規約、会員名簿等の提出をお願いする等の改善策についても検討してまいります。</p>	なし
9	P8 図書館	<p>1. 会議室料金の設定方法に異議あり 現行は1時から17時で予約しており、それが2分割になるのは反対 また料金の設定で午前と午後の間1時間(12時～13時)はフリーにて、後片づけ、準備の時間にしたい。(その分は単価に含める) 予約も午後1時でできるようにお願いしたい。</p>	<p>お示しました時間区分につきましては、公民館等の類似施設の利用形態・状況等を勘案し、それら施設との整合を図り、より多くの市民の皆様が御利用できるとともに、施設の効果的・効率的な運用を考慮し区分したものですので、準備・後片付けは利用時間内に実施していただくこととしています。</p>	なし
10	P12 貸出時間 北部地域図書館	<p>「9～12、12～15、15～18、18～21」となっていますが、図書館の開館が9:00であり、昼食前後の休憩を考え、夕方の清掃(利用者が片付けても担当の方がチェックする時間も必要です。利用してつくづく感じています)を考え、利用時間を下記に改めることはできませんか。その為、時間当りの単価がupすることは当然容認すべきものですし、okと思います。</p> <p>改訂案 「9～12」「13～17」「18～21」 「9～17」or「9～21」「13～21」もあるが、この時は全ての時間から利用料をとる</p>	<p>現在の公民館等の公共施設の多くは、ご提案いただいた改訂案の利用時間区分となっています。今回、お示しました利用時間区分につきましては、公民館等の類似施設の利用形態・状況等を勘案し、それら施設との整合を図り、より多くの市民の皆様がご利用できるとともに、施設の効果的・効率的な運用を考慮し区分したものです。なお、利用後の片付け等につきましては、利用者の皆様に利用時間内に実施していただくこととしています。</p>	なし

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正
11		<p>今年12月1日の「広報ながれやま」掲載の「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)」について、怒りの反対意見を送付します。</p> <p>そもそも公共施設は市税から賄うものであって、有料化して使用料を別途市民から取り立てるものではありません。だからこそ今まで無料使用を続けてきたではありませんか。経済状況の変化等を踏まえ、とはなんの意味でしょうか。無理な開発に市税を使い過ぎたのですか。市民の経済状況は負担増できるようなものではありません。施設間の格差の是正というなら、市民負担の軽減にこそ是正すべきです。</p> <p>受益者負担の原則、スーパーに買い物に行っているではありません。受益者負担などというのであれば、市の行政のほとんどがそういえるではありませんか。市政、自治とはどういうことか、勉強されては如何でしょうか。ついでに地方自治の発展の歴史を勉強されるか、勉強され直すか、その必要がありそうです。</p> <p>公共施設の利用者は、女性や年寄りの方が多いのではないのでしょうか。私もその一人ですが、市民の連帯を難しくし、市民のコミュニティーを邪魔することに繋がりますし、受益者負担の原則などとこれを通せば次々と先があるのでは。流山市を“全国版”にしたいのであれば、住民サービス日本一、市民大事に一番の自治体にさせていただきたいと思えます。</p> <p>また、新年1月4日までのパブリックコメントとは、あまりにも急ぎ過ぎ、“市はお知らせしましたよ”のアリバイ作りとしか思えません。情報公開を謳うにはあまりにもお粗末です。</p> <p>ところで、一体こういう事を考え付くのは、貴課ですか、それとも市長ですか。市民のささやかな交流を大事にするのであれば、これこそ今の状況では大切なことと考えますが、むしろ、市の福祉、医療、教育そして市民の交流を大事に、まずそこに市税を使ってください。市民の気持ちを逆なでするようなことはしないでいただきたいと思えます。</p>	<p>施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>また、現在有料の公共施設の使用料については、施設のオープン以来、20年～30年間使用料の見直しを実施していない施設がほとんどです。従って、現在の社会経済状況等に即した適正な料金体系に見直しを図っていきます。</p> <p>基本方針(案)のパブリックコメントについては、12月1日号の広報のほかに市のホームページ、各出張所の窓口、該当する各公共施設においても基本方針(案)が閲覧できるようにして、広く市民に周知を図り意見募集を行うようにするとともに、意見提出期間については「流山市パブリックコメント手続実施要綱」の第6条の規定で30日以上となっているところ35日という期間を設定してご意見を頂戴することとしたものです。</p> <p>公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化する。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところでありますが、ここで使用料設定に当たっての基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>平成19年度当初予算においては、福祉関連経費である民生費が約109億3千万円で31%、保健関連経費である衛生費が約40億7千万円で12%、教育関連経費である教育費が約44億5千万円で13%となっており、この3費目で当初予算の56%を占め、市民生活優先の予算編成としたものです。</p> <p>ご指摘を頂いているとおり、今後も福祉・医療・教育関連分野に貴重な限られた市税を使用していくためにも、公共施設の利用に伴う光熱水費等の負担については、ご理解を頂きたいと存じます。</p>	なし
12		<p>市民サービス、市民の文化向上のためには、公共施設の有料化はやるべきでないと思えます。</p> <p>公報ではくわしく知らされていませんが、公民館へ行き、金額を調べて驚きました。私達は毎週北部公民館の大会議室を利用して、コーラスを楽しんでいます。現在ピアノ代1回220円のみを支払っていますが、今回の案では1250円となっています。(現在840円と表にありますが、これは事実ではありません。現在は他の部屋と同様無料でピアノ使用料のみです)この金額が実施されると、1250×4で1ヶ月5000円+880(ピアノ)となり、私達の27年続けてきたサークル活動継続がかなり困難になります。</p> <p>皆、税金を払い続け、現在年金生活の中、ささやかなサークル活動をしているものにとっても、あまりにもひどいと思えます。</p> <p>有料化そのものに反対ですが、機械的な計算で算出された料金にも反対です。</p> <p>文化会館の転車料金については、公報にくわしく書いてありませんので、貴課に問い合わせたところ、1時間100円という回答でした。</p> <p>秋の文化祭、合唱祭、音楽祭と無料での文化行事に多くの市民が参加します。前ページにも述べたように、有料化そのものに反対ですが、金額も高すぎます。見に来て下さった方々に大きな負担がかかります。</p> <p>私は流山邦楽三曲会にも所属していますが、文化祭当日、会員は全員9時から準備に入り夕方迄一日仕事です。非常に大きな負担です。他団体にも同じことがいえると思えます。</p> <p>又、ボランティア活動で中央公民館を利用している方々も多いと思えます。そして、この事は広報にもくわしく記されておらず、多くの方々がご存じないと思えます。</p> <p>このような大きな負担を市民におしつけることは何としても納得できません。</p> <p>市は文化活動を後退させようとしておられるのでしょうか。このまま、実施されることのないよう切にお願い致します。</p>	<p>大会議室の使用料は、現在の条例の記載は目的外使用の場合のもので、実際上無料となっております。今回は全ての会議室を対象として、使用料を設定したものです。</p> <p>施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>使用料の算定について、共通的なものとして明らかにすることは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上で重要なことであると考え、わかりやすい使用料の算定方法として、統一的な方法を把握した原価による方式を基本方針としたものであり、機械的な計算で算出した料金とは考えていません。</p> <p>また、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体が使用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。</p> <p>駐車場の料金については、近隣の類似施設の料金体系を参考として1時間無料の1時間ごとに100円を考えています。駐車場の有料化については、施設利用目的以外の駐車を排除して、施設利用者の利便性を高めることなどから実施するものです。</p>	なし
13		<p>私は、公民館で60の手習いで洋裁を習っています。</p> <p>若い頃と違い、老人型の体形になり既製服は着れなくなり、やむを得ず自分で作るよう習い始めたのです。月謝に加え室料もとなると年間の出費は年金生活者には負担です。</p> <p>新春の広報に書かれた市長の提唱される「講座などにひとりでも多くの方々が参加され顔見知りになれ言葉を交すコミュニティ」は金銭がかさむと限られた人々のものでしかなくなりそうです。しかも、3年毎に高くなりそうな制度に一層不安を覚えます。</p> <p>公共の施設なのですから、税金でまかなわれるべきです。その税金も私達のふところから出ていることを忘れないでください。二重取りされるのはごめんです。</p>	<p>施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>また、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体が使用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。</p>	なし

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正
14	05 基本の趣旨 05 第1 受益者負担 03 問い合わせ先 提出先	市民ニーズに対応した多くの公共施設とあるが、調理室にいたっては、器具も古く、とても衛生的とはいえず、まわりの市の施設とあまりにも格差がある。 「有料施設と無料施設があり…必要となっている」という点については、現在登録している団体から差があり不公平だという声が多数あがっているとは思えず、市が、無料を有料化していきたいと思えない。 今回の受益者負担を考えるならば、1時間あたりがでているのに、9-12、12-15、15-18、18-21と3時間単位に時間をくぎるのはいかなものかと思う。4時間 5時間等使用するにあたってより多くの金額負担を求めるものであり、1時あたりにすべきだと思う(福祉会館の様に) 市役所へおもむきといあわせたと、各公民館へ直接提出せよとのことだった。中央公民館は施設点検で休みだったし、図書館も休み、担当課はきちんと対応すべきではないか。	調理室については、他の会議室と同様の料金設定となっており、調理実習用の光熱水費や調理器具の使用は無料となっています。調理室は逐次改修しており、平成20年度で公民館全ての調理室の改修が完了する予定となっています。また、調理器具の更新についても逐次実施しています。 公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化すること。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところであり、ここで使用料設定に当たった基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていき、無料施設との格差の是正を図っていきます。 年末年始における意見の提出先については大変ご迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことがないように十分注意します。	なし
15	(基本的考え)	ただより高いものはないという言葉通り、建物を使用する場合(公共のもの)、電気、ガス、水道は元より、殊に日本は人件費が(中国等)と比べて高く、安いとか、ただと言う事になると物をぞんざいにする傾向があります。便利にかつ有効的に使用する為には、お金がかかっても仕方ないと考えますが、時代にそった、値段設定をお願い致します。	この基本方針(案)では、施設を利用する人には、施設利用に当たった光熱水費等のコストに対し、自分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1としており、これに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。 また、この基本方針(案)では、使用料の見直しは原則として3年ごとに行うこととしており、これによりその時代の社会情勢及び経済情勢に応じた料金設定が行えるものと考えています。	なし
16	P21 杜のアトリエ黎明	P21「杜のアトリエ黎明」のみについて述べさせていただきます。過去3回、絵画作品の展示会場として利用させていただきました。このように素晴らしい施設が存在すること、スタッフの方々のおかげで、快適に利用できましたことに、まず心より御礼申し上げます。 当施設については、パンフレットにも謳われているように、その歴史と成り立ちを考えると、美術的なギャラリーとしての性格を強く感じております。したがって、利用日数は最低でも1週間以上必要と思われる。経費等、自分の負担はやむを得ないと思いつつも、1日のみの利用と異なり、1万円前後の費用をかけてまで展示会をする意味があるか否かを考えるのは、私1人でしょうか。各施設の費用負担の公平性が必要であることは充分理解できますが、個別の特色を持ったあり方も一考に値するのでは、と考えます。無理は承知で、当施設に関しては今まで通りになんとか無料使用の道は無いのでしょうか。 なお、本題からはそれですが、初めは当施設は、前述の通り、当然美術ギャラリー(音楽的発表の場も含む)であると認識しておりましたが、後に、かならずしもそうではないことを知り、とまどいを感じております。「杜のアトリエ黎明」の向かう明確な方向が示されているのか、否か、規定の範囲内であれば、いわゆる「何でもあり」の施設でも良いと考えられているのか、なにかの機会にお聞きできればと思っております。また、喫茶店の要素が取り入れられていることは、くつろげる意味でも、結構だと思っています。 最後に、今現在スタッフの方々のご努力で、当施設が清潔に管理されておりますことに敬意を表し、さらに末永く、流山市の文化施設として市民が誇れるものになることを願ってやみません。	利用料金の設定につきましては、他の公共施設の時間単位の利用ではなく、施設の目的に沿った活用を促進することから、市内の類似施設である生涯学習センターの小ギャラリーの料金に準じて、1日当たり(9時～21時まで)1,000円の料金設定をしましたが、団体利用よりも個人利用が主となっていること、また設備に差があることを考慮して、1日当たりの利用料金を500円に修正します。 本施設は、平成13年に「21世紀における本市の新しい芸術文化の創造の拠点」にするため整備し、オープンした施設であります。市民の皆様が作品の発表の場や絵画・工芸等の学習の場として活用していただける施設を目的としておりますが、未利用時には、施設の有効活用を図ることから会議等の使用についても許可しております。 平成18年度から指定管理者制度により、本施設の効果的・効率的な運営管理に努めており、今後も民間の能力を活用した各種サービス等を展開してまいります。	修正有り
17		私達にとって、発表、展示会場が有料になれば、気軽に利用出来なくなり、自分を表現出来なくなるのは残念です。流山にもっとたくさんの方が利用出来る場所を貸してくれる施設を増やしてもらいたい。	公共施設の有料化は、施設を利用する人には、施設利用に当たった光熱水費等のコストに対して自分の負担をしていただくという考え方に基づいて実施するものです。 このため、北部地域図書館の展示ギャラリーも有料化になりますが、生涯学習センターの小ギャラリーの料金に準じて、1日あたり(9時～21時まで)1,000円の料金設定としましたが、展示ギャラリー専用としてのスペース等でなく、また設備に差があることを考慮して、1日当たりの利用料金を500円に修正します。 また、当該展示ギャラリーの他に、市には杜のアトリエ黎明及び生涯学習センターにもギャラリーがありますので、ご利用いただきたいと存じます。	修正有り
18		全体的に趣旨は賛成です。 但し、有料化に際して、それに値する使用のしやすさや、サポート態勢が求められると思えます。 ex 杜のアトリエのケース 駐車場のレイアウトは、斜目駐車方式への変更と出入確認のミラーの設置 会場への搬入方法の改善(車が寄せられる用に改善/裏側生垣に搬入口の設置) 庭の蠅蚊、虫対策 備品の充実(机へのカバー等) 入場料や物販の対応 開催案内や場所の案内板等の充実	ご意見のとおり、施設のより良い環境を整え、利用者、来館者の皆様に親しまれる施設を目指していくことは、有料化するしないに関わらず、必要なことと考えます。ご指摘の事項につきましては、計画的に改修してまいります。	なし

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正																																																											
19	使用料設定について	1日の時間設定が3時間となっていること 使用開始、使用終了の切り替えが、スムーズにいくとは思えない 管理者がだれになるのか使用者に問題なきよう指示が出来るか 使用後の清掃はどうなるのか 昼休み、切替時間の休みもないので部屋の確認ができない 使用者は部屋の準備、後かたづけで20分～30分は使用出来ない 行政の合理化は、市民を犠牲にしている。もっと高齢化する市民の立場を考えてほしい。 合理化しているようで実状は合理化していないことになると思われる。	行政の効率化を図りながら市民サービスの向上に努めているところです。 このたびの時間設定については、より多くの市民の方に施設を効果的にご利用いただくため、現在、1日3区分であるものを、3時間ごとの4区分にするものです。 準備・後片付けは利用時間内に実施していただくこととしていますので、これらに要する時間を考慮した運用をお願いします。	なし																																																											
20	テニスコート利用料金の値上げについて問う。 具体的に費用項目別に数値出して解答をお願いします	軟式テニスは高齢者が非常に多い週に4～6時間の楽しみ、身体を動かすこと、親睦を深め健康維持のため時を過ごし、病気にかからないことが重要で、市の医療負担の軽減に一人一人が関心を持つことが必要と思う。 我々の仲間は100%に近い年金生活者です。厳しい生活に追いやられています。 この状況で大幅な使用料金のアップは市の行政や市長の方針からみて矛盾しているのではないのでしょうか(高齢者に外に出して家で居ても心身共良くない。)	今回の料金改定は対象となる施設において、20年から30年間現行料金のまま据え置かれてきた(消費税率の賦課は除く)という現状から、料金の見直しを行ったものです。頂いたご意見に基づき、庭球場をはじめ、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設について、近隣の類似施設や利用率等を踏まえ、再度料金体系を検討したところ、現行料金でも近隣の体育施設の料金体系とあまり隔たりが無いこと、庭球場等の利用率が高いことなどから、庭球場、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設の料金体系については、現行のままとすることに修正します。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">庭球場</td> <td>一般</td> <td>1時間 750円</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高</td> <td>1時間 350円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間 850円</td> <td>840円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公園野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">1時間 全日 1650円</td> <td>平日 787円</td> </tr> <tr> <td>休日 1575円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小・中・高</td> <td rowspan="2">1時間 全日 700円</td> <td>平日 262円</td> </tr> <tr> <td>休日 525円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>7800円</td> <td>7875円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川敷野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">1時間 全日 1150円</td> <td>平日 525円</td> </tr> <tr> <td>休日 1050円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高</td> <td>1時間 全日 450円</td> <td>平日 157円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>休日 315円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td rowspan="2">1時間 一般</td> <td rowspan="2">1450円</td> <td>一般 1050円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高 525円</td> </tr> <tr> <td>1時間 夜間照明</td> <td>8400円</td> <td>8400円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	当初(案)	修正後	庭球場	一般	1時間 750円	525円	小・中・高	1時間 350円	210円	夜間照明	1時間 850円	840円	施設名	区分	当初(案)	修正後	公園野球場	一般	1時間 全日 1650円	平日 787円	休日 1575円	小・中・高	1時間 全日 700円	平日 262円	休日 525円	夜間照明	1時間	7800円	7875円	施設名	区分	当初(案)	修正後	河川敷野球場	一般	1時間 全日 1150円	平日 525円	休日 1050円	小・中・高	1時間 全日 450円	平日 157円				休日 315円	施設名	区分	当初(案)	修正後	陸上競技場	1時間 一般	1450円	一般 1050円	小・中・高 525円	1時間 夜間照明	8400円	8400円	修正有り
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																												
庭球場	一般	1時間 750円	525円																																																												
	小・中・高	1時間 350円	210円																																																												
	夜間照明	1時間 850円	840円																																																												
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																												
公園野球場	一般	1時間 全日 1650円	平日 787円																																																												
			休日 1575円																																																												
	小・中・高	1時間 全日 700円	平日 262円																																																												
			休日 525円																																																												
夜間照明	1時間	7800円	7875円																																																												
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																												
河川敷野球場	一般	1時間 全日 1150円	平日 525円																																																												
			休日 1050円																																																												
	小・中・高	1時間 全日 450円	平日 157円																																																												
			休日 315円																																																												
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																												
陸上競技場	1時間 一般	1450円	一般 1050円																																																												
			小・中・高 525円																																																												
	1時間 夜間照明	8400円	8400円																																																												
21	公民館使用料有料化についてのお願い	市長さんも参加された先日の第九演奏は、とても素晴らしい感動的でした。 文化活動に理解のある市長さんに有料化について、御一考願います。 公民館使用の有料化する事は、市の財政状況からやむをえない事ですが、私達主婦のコーラスグループの練習には、ピアノのある部屋が必要です。 その部屋が人数(20人前後)から、それ程大きな部屋を必要としなくても北部公民館のように、広い部屋を使わざるをえない状態です。 使用料が広さによって決められると、とても高い使用料を毎回払わなければなりません。 どうぞ主婦グループが無理なく払える位の金額にして頂けたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。	ピアノは大会議室等に設置されており、移動が困難なためピアノを設置してある大会議室をご利用して頂くことになりますので、ご理解を頂きたいと存じます。 なお、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体の使用の場合は、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。	なし																																																											

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正																																																																																																																					
22		<p>公共施設の使用料設定についての意見 12月1日発行の広報による上記の基本方針(案)の有料化に反対です</p> <p>理由 先日12月15日、16日の両日に行われた「第九」の演奏会は大勢の皆さんが会場に足を運び、大成功でした。その練習を重ねる中で、流山って文化程度が低い。せめて年1回位、このような催物をしてほしいよねと雑談することもありました。 少なくとも有料化になったら、ますます文化程度は低くなる一方です。私たちはきちんと税金を払っています。公共施設にこそ税金を使って下さい。諸物価の値上げやガソリン、灯油、税金等負担はきびしいものです。このような時、お願いですから有料化なんてしないで下さい。 12月1日発行の広報でパブリックコメントの締切りが平成20年1月4日では早すぎます。私の知人達も知らない人が多数でした。</p>	<p>について 文化会館については、18年度にホール客席及びトイレ等を約6千万円で改修し、20年度には耐震のための設計も計画しており、市民の皆様安心して使用していただくよう努めているところです。こうした予算については、市民の皆様の税金から支出することになってはいますが、せめて施設使用の光熱水費等のコストだけでも利用する市民の方々にご負担をお願いするという考え方です。</p> <p>について 基本方針(案)のパブリックコメントについては、12月1日号の広報のほかに市のホームページ、各出張所の窓口、該当する各公共施設においても基本方針(案)が閲覧できるようにして、広く市民に周知を図り意見募集を行うようにするとともに、意見提出期間については「流山市パブリックコメント手続実施要綱」の第6条の規定で30日以上となっているところ35日という期間を設定してご意見を頂戴することとしたものです。</p>	なし																																																																																																																					
23		<p>標記諸施設の料金の新設又改訂(案)を提示されてますが、私なりの意見を述べさせて頂きます。 現在無料になっている各施設の会議室等は、照明、空調設備等の利用が考えますと有料化はやむを得ないと思います。 体育施設(ページ3)についてですが、料金改定に当たって近傍類似施設料金を参考したとありますが、近隣自治体のホームページからですが調べた結果次の通りです。 (私テニスを少々かじってますので庭球場のみを調査)</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 松戸市</td> <td>人口芝コート</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>2. 柏市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>2時間</td> <td>780円 (1時間当たり 390円)</td> </tr> <tr> <td>3. 我孫子市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>4. 野田市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>5. 浦安市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>2時間</td> <td>310円 (1時間当たり 155円)</td> </tr> <tr> <td>6. 市川市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>2時間</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハード・クレコート</td> <td>1面</td> <td>2時間</td> <td>460円(1時間当たり 230円)</td> </tr> <tr> <td>7. 船橋市</td> <td>人口芝コート</td> <td>1面</td> <td>2時間</td> <td>1000円(1時間当たり 500円)</td> </tr> <tr> <td>8. 鎌ヶ谷市</td> <td>同上</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> </tr> </table> <p>使用料金は、流山市以上の高額自治体なし、流山市と同額は野田市、鎌ヶ谷市のみで他は低額です。又、流山市の各体育施設(体育館、野球場、陸上競技場、プール、庭球場等)の年間総使用料の約50%以上庭球場から聞いております。 庭球場(人工芝コート)の稼働率は朝、夜を除くと相当高く平日でもなかなか希望の時間にコート確保出来ない状態です。 以上の結果から、料金改定には当たらないと思いますし、庭球場だけを考えますと逆に料金を下げても問題とないと思いますが、検討方お願いいたします。 最後に団塊の世代が定年を迎える当たって家に引きこもりを無くし、いかにして身体を動かす方向に持って行くかが自治体の指導力だと思います、身体を動かす低料金の体育施設の充実されれば将来医療費の削減につながると思います。</p>	1. 松戸市	人口芝コート	1面	1時間	420円	2. 柏市	同上	1面	2時間	780円 (1時間当たり 390円)	3. 我孫子市	同上	1面	1時間	210円	4. 野田市	同上	1面	1時間	520円	5. 浦安市	同上	1面	2時間	310円 (1時間当たり 155円)	6. 市川市	同上	1面	2時間	無料		ハード・クレコート	1面	2時間	460円(1時間当たり 230円)	7. 船橋市	人口芝コート	1面	2時間	1000円(1時間当たり 500円)	8. 鎌ヶ谷市	同上	1面	1時間	520円	<p>現在無料になっている公民館等の施設の会議室等は、受益者負担の原則に基づき有料化を進めて生きます。 今回の料金改定は対象となる施設において、20年から30年間現行料金そのまま据え置かれてきた(消費税率の賦課は除く)という現状から、料金の見直しを行ったものです。頂いたご意見に基づき、庭球場をはじめ、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設について、近隣の類似施設や利用率等を踏まえ、再度料金体系を検討したところ、現行料金でも近隣の体育施設の料金体系とあまり隔たりが無いこと、庭球場等の利用率が高いことなどから、庭球場、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設の料金体系については、現行のままとすることに修正します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">庭球場</td> <td>一般</td> <td>1時間 750円</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高</td> <td>1時間 350円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間 850円</td> <td>840円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th colspan="2">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公園野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">1時間 全日 1650円</td> <td>平日</td> <td>787円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1575円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小・中・高</td> <td rowspan="2">1時間 全日 700円</td> <td>平日</td> <td>262円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>7800円</td> <td>7875円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th colspan="2">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川敷野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">1時間 全日 1150円</td> <td>平日</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1050円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高</td> <td>1時間 全日 450円</td> <td>平日</td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>休日</td> <td>315円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>当初(案)</th> <th colspan="2">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td rowspan="2">1時間 一般</td> <td rowspan="2">1450円</td> <td>一般</td> <td>1050円</td> </tr> <tr> <td>小・中・高</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>1時間 夜間照明</td> <td>8400円</td> <td>8400円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	当初(案)	修正後	庭球場	一般	1時間 750円	525円	小・中・高	1時間 350円	210円	夜間照明	1時間 850円	840円	施設名	区分	当初(案)	修正後		公園野球場	一般	1時間 全日 1650円	平日	787円	休日	1575円	小・中・高	1時間 全日 700円	平日	262円	休日	525円	夜間照明	1時間	7800円	7875円	施設名	区分	当初(案)	修正後		河川敷野球場	一般	1時間 全日 1150円	平日	525円	休日	1050円	小・中・高	1時間 全日 450円	平日	157円				休日	315円	施設名	区分	当初(案)	修正後		陸上競技場	1時間 一般	1450円	一般	1050円	小・中・高	525円	1時間 夜間照明	8400円	8400円	一部修正有り
1. 松戸市	人口芝コート	1面	1時間	420円																																																																																																																					
2. 柏市	同上	1面	2時間	780円 (1時間当たり 390円)																																																																																																																					
3. 我孫子市	同上	1面	1時間	210円																																																																																																																					
4. 野田市	同上	1面	1時間	520円																																																																																																																					
5. 浦安市	同上	1面	2時間	310円 (1時間当たり 155円)																																																																																																																					
6. 市川市	同上	1面	2時間	無料																																																																																																																					
	ハード・クレコート	1面	2時間	460円(1時間当たり 230円)																																																																																																																					
7. 船橋市	人口芝コート	1面	2時間	1000円(1時間当たり 500円)																																																																																																																					
8. 鎌ヶ谷市	同上	1面	1時間	520円																																																																																																																					
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																																																																																						
庭球場	一般	1時間 750円	525円																																																																																																																						
	小・中・高	1時間 350円	210円																																																																																																																						
	夜間照明	1時間 850円	840円																																																																																																																						
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																																																																																						
公園野球場	一般	1時間 全日 1650円	平日	787円																																																																																																																					
			休日	1575円																																																																																																																					
	小・中・高	1時間 全日 700円	平日	262円																																																																																																																					
			休日	525円																																																																																																																					
夜間照明	1時間	7800円	7875円																																																																																																																						
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																																																																																						
河川敷野球場	一般	1時間 全日 1150円	平日	525円																																																																																																																					
			休日	1050円																																																																																																																					
	小・中・高	1時間 全日 450円	平日	157円																																																																																																																					
			休日	315円																																																																																																																					
施設名	区分	当初(案)	修正後																																																																																																																						
陸上競技場	1時間 一般	1450円	一般	1050円																																																																																																																					
			小・中・高	525円																																																																																																																					
	1時間 夜間照明	8400円	8400円																																																																																																																						
24	P8	<p>使用料設定のための時間区分が3時間ずつ4区分になっていますが、現実的ではなく使いづらいと思います。4時間ずつ3区分(9:00~13:00、13:00~17:00、17:00~21:00)にしてほしいと思います。 使用料を取るのであれば設備の見直しもお願いします。森の図書館の大会議室(視聴覚室)は、10年も前のもので、DVDが使えずプロジェクターもありません。視聴覚室というのであればせめてDVDとプロジェクターは利用できるようお願いいたします。</p>	<p>時間区分につきましては、公民館等の類似施設の利用形態・状況等を勘案し、それら施設との整合を図り、より多くの市民の皆様がご利用できるとともに、施設の効果的・効率的な運用を考慮し区分したものですのでご理解いただきたいと思います。 視聴覚設備については、次期の5か年計画に位置付けて順次整備してまいります。当面の間は次のような対応を考えています。 プロジェクターについては、DVDを除き主な映像媒体の視聴が可能なビデオプロジェクターがございます。 DVDの利用は、予めご予約いただければ館内AVコーナーにあるDVD再生装置を転用することにより対応可能です。 パソコン対応プロジェクターはありませんので、市教育委員会の視聴覚ライブラリーの借出しをご利用ください。</p>	なし																																																																																																																					

No	ページ・当該箇所	ご意見等	市の考え方	案の修正
25		<p>「広報ながれやま」第1151号誌上に表記料金の値上げが記されていました。駐輪場に関しては、シルバーの方々のご協力で整理がされ、きれいになっていることに感謝いたします。料金の値上げ部分が、整理に働いている方々の「手当」として使われるなら、利用者の負担増に協力してもよいかと考えます。もう一方の公共施設の使用料設定は、慎重に扱うべきだと考えます。もちろん光熱費や建物の維持管理費がかかることは承知します。しかし、市民は税金という形で負担をしているのですから、その還元として公共施設が無料で使えて何ら不合理性はないはずです。</p> <p>自転車・公共施設料金共、値上げや使用料金を設定するにしても、原油高ですべての生活必需品が値上げされるこの時期を避けるべきだと考えます。慎重な対応を期待します。</p>	<p>施設を利用する人には、施設利用に当たった光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p> <p>また、公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化すること。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところであり、ここで使用料設定に当たった基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。</p>	なし